

学校施設の概要

資料1-2

(保谷中学校 夜間照明設備)

1 設備概要

- (1) 名称 保谷中学校夜間照明設備
- (2) 位置 西東京市保谷町一丁目17番4号
- (3) 設置年 平成30年度
- (4) 数量等 照明ポール 9本(うち、2本は校庭【5,720 m²】とテニスコート【1,270 m²】で共用)

2 学校施設に係る附帯設備の使用根拠

西東京市立学校施設使用条例及び同条例施行規則の規定に基づき、学校教育上支障がないと認められる限り、学校施設を社会教育のために供することとする。

3 使用時間

原則として、午後7時から午後9時までのうち、必要な時間(年末年始は除く)。

4 使用状況

照明設備の使用件数や主な使用内容は次のとおりである。

令和2年度使用実績(速報値)

設備名	施設名	使用件数	主な使用内容
夜間照明設備	校庭	45件	野球、サッカー等
	テニスコート	17件	テニス
	合計	62件	

5 使用料設定の考え方

平成30年度に設置された保谷中学校校庭及びテニスコートの夜間照明設備については、今回初めての定期見直しとなり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(令和元年度改定版)」に基づく原価計算を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

資料2-4の「夜間照明設備使用料原価計算書」において、夜間照明使用料の1時間当たり原価は、使用する照明ポールの本数により按分し、それぞれ校庭4,009円、テニスコート(2面)2,005円と算出された。

学校施設設備使用にかかる受益者負担割合の区分については「性質別分類表」及び「サービス機能の位置づけ」から、受益者負担割合を70%とするものであり、設定された受益者負担割合の±10%までは適正範囲内とすることとしている。

現在の夜間照明設備使用料(校庭 2,500 円・テニスコート(1面)800 円)については、概ね適正範囲内にあるといえる。

6 市内類似施設及び都内 26 市の学校施設の夜間照明使用料の検証

(1) 市内類似施設

施設名	施設面積	夜間照明使用料 (1時間につき)
田無第三中学校(校庭)	9,494 m ²	1,300 円
向台運動場(グラウンドA面)	12,033 m ²	4,000 円
向台運動場(グラウンドB面)	8,263 m ²	3,200 円
田無市民公園(グラウンド)	6,703 m ²	1,400 円

同じ学校施設である田無第三中学校の夜間照明設備は、昭和55年度に設置されており、夜間照明設備に係る減価償却期間も満了していることから、保谷中学校の夜間照明設備とは性能が著しく異なるため、同列での比較はできない。

また、市内スポーツ施設の向台運動場や田無市民公園のグラウンドの照明設備と比較しても、使用料に大きな乖離はなく、さらに、学校施設であることから部活動等の学校教育の一環で使用することも考慮すると、現在の設備使用料金は妥当であると考えられる。

(2) 都内 26 市の学校施設使用料

資料 4-3 のとおり、各市において使用料を設定している。

校庭に夜間照明設備を有する学校施設は都内 26 市中、18 市であり、そのうち夜間照明使用料を設定しているのは 17 市である。

また、テニスコートに夜間照明設備が設置されているのは5市のみであり、うち2市の使用料が無料であるが、原価計算結果に基づく適正価格を踏まえ、他市の使用料の設定状況を比較考量した結果、現在の料金設定は妥当であると考えられる。

7 検証結果

以上のことから、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(令和元年度改定版)」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、学校施設の受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内類似設備及び近隣市の学校施設設備の状況等を踏まえ検証を行った結果、保谷中学校の夜間照明使用料については、現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。

(1)校庭 1時間あたり 2,500 円

(2)テニスコート(1面) 1時間あたり 800 円